



## 民暴弁護士の寄稿文



寄稿者  
弁護士 富岡大貴

### 【2024年度 第2回正副委員長会議に参加して】

#### 1 第2回正副委員長会議の開催

本年1月30日に、埼玉県熊谷市内において、「第2回正副委員長会議」が開催されました。今回の会議のテーマは、「大宮の光と闇～北関東最大の歓楽街『大宮』の今を斬る！」でした。

『大宮』は、全国でも有数の巨大ターミナル駅である大宮駅を中心とし、その周辺の大規模商業施設や大規模歓楽街を抱える大都会でありながら、大宮公園や見沼たんぼといった豊かな自然にも恵まれた、人と自然の調和する魅力あふれる街です。近年では、住みたい街ランキングにおいて横浜に次ぐ2位にランクインするなど、一見すると闇など存在しない光輝く街のようにも思えます。

今回の会議では、そんな『大宮』の闇の部分に迫り、より光ある大宮を目指すということをテーマとし、議論が行われました。

#### 2 大宮の闇

今回の会議では、大宮に潜む闇として、主に大宮駅東口にある歓楽街、通称「南銀」におけるぼったくり事案が取り上げられました。

埼玉弁護士会民暴委員会により、ぼったくり事例における巧妙かつ悪質な手口やその背後に存在する反社会的組織、被害に遭った場合の対応等についてリアルに描いた「ノンフィクションドキュメント」の上映や、実際に南銀で発生したぼったくり被害事案における訴訟経過について報告がありました。

実際に、南銀では、近年減少傾向にあるとはいえ、依然としてぼったくり被害が多発しております。また、その背後には、反社会的組織が潜んでいるのが一般的です。

#### 3 ぼったくり被害に遭わないために

風俗営業における特定の相手に対する客引きは、風営法で違法とされていますし、それ以外の場合でも、立ちふさがりやつきまとい等による客引き行為は各県の迷惑防止条例で違法とされています。これらの違法な客引きには、決して応じないようにすることが重要です。

また、近年は、単なる客引きを用いたぼったくりだけではなく、従業員であることを隠したうえでマッチングアプリにおいて知り合った相手をバー等の店舗内に誘導し、飲食後に、不当な請求

をするといった手口によるぼったくり事例も多発しています。

ぼったくり被害に遭わないために、多様化する様々なぼったくりの手口について正しく理解しておくことが重要です。

#### 4 ぼったくり被害に遭ったときの対応

埼玉弁護士会民暴委員会では、埼玉県警察と連携し、巡回活動、被害電話相談を受け付けております。ぼったくり被害に遭わないようにするのは、もちろんですが、万が一、被害に遭ってしまった場合でも、速やかに弁護士に相談することが重要です。

例えば、事前の説明もなしに、サービスの提供後、一般的な値段と比べて不当に高額な請求をされた場合であれば、詐欺や錯誤を理由として飲食物提供契約の取消しを主張することが考えられます。また、本人に無断で店舗側によるキャッシュカード決済がなされた場合には、不法行為による損害賠償請求をすることも考えられます。

このような事案の中には、実際に、クレジットカード会社との交渉によって、クレジットカード利用の取消しをすることや、訴訟によって被害金の回収に成功したものもあります。

また、暴行や脅迫行為があった場合は、犯罪行為として刑事処罰の対象になりますので、速やかに警察に通報・相談すべきです。

#### 5 光ある大宮を目指して

ぼったくりを撲滅することは、被害に遭われる方々を減らすだけではなく、ぼったくりをするお店やその背後にある反社会的勢力をも撲滅することにつながります。

私自身も民暴弁護士として、今後このような事案を撲滅することができるよう、被害者救済のみならず、ぼったくり防止活動も積極的に行い、光ある大宮を目指してまいりたいと考えています。

寄稿者

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-10

シンテイ大宮ビル 5階 オレンジ法律事務所

電 話 : 048-782-5757

F A X : 048-782-5758

弁護士 富岡 大貴

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.197」から転記したものです。